

令和3年5月17日(月曜日)



(発信者)
野々市市 市民協働課 広報広聴係
電話番号 076-227-6056
FAX 番号 076-227-6259
Mail kyoudou@city.nonoichi.lg.jp
HP <https://www.city.nonoichi.lg.jp>

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための職員勤務体制について

このことについて、石川緊急事態宣言を受けて、感染症拡大防止のため、下記のとおり、市職員の勤務体制につき、時差出勤の取り組みの強化期間を設けることといたしましたので、お知らせいたします。

記

- 1 対象職員 本庁勤務職員
- 2 強化期間 令和3年5月18日から令和3年6月13日まで
なお、緊急事態宣言の期間延長が行われた場合は、延長を検討する。
- 3 経 過 令和2年4月の国の緊急事態宣言を受けて、現場の状況に応じて時差出勤を全庁で試行し、以後、継続して一部の部署で実施している。
- 4 主 旨 業務上の支障がある場合を除き、原則として上記の期間中、各部署の職員を2班体制とし、時差出勤を行い、接触時間を極力減らすことで、感染症拡大防止を図る。

※ 開庁時間（8時30分から17時15分）中に、職員全員が出勤していない状況となりますことにご理解とご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

総務部 秘書室 担当：後道

TEL 076-227-6022